

姫路市都市計画の提案に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第21条の2第1項又は第2項の規定による都市計画（市が定めるものに限る。）の決定又は変更の提案（以下「計画提案」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(事前相談等)

第2条 計画提案を行おうとする者は、事前に、次の各号に掲げる事項について、市に説明を求めることができる。

- (1) 計画提案制度の内容
- (2) 法第13条その他の法令の規定に基づく都市計画に関する基準
- (3) 市が定めた都市計画に関する基準
- (4) 法第15条に規定する都市計画を定める者
- (5) その他計画提案を行うに当たって配慮すべき事項

2 市は、計画提案を行おうとする者に対して、都市計画の決定又は変更の状況その他市の保有する都市計画に関する情報を積極的に提供するよう努めるものとする。

(提出図書等)

第3条 都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号。以下「省令」という。）第13条の3の提案書の様式は、様式第1号のとおりとする。

2 計画提案を行おうとする者は、省令第13条の3第1号の都市計画の素案として次の各号に掲げる図書を市長に提出しなければならない。この場合において、当該図書の提出部数は、3部とする。

- (1) 当該計画提案に係る都市計画を定める区域を明らかにした図面
- (2) 法その他の法令の規定により当該計画提案に係る都市計画に定めることとされている事項の内容を記載した書類
- (3) 当該計画提案に係る理由書

3 計画提案を行おうとする者は、法第21条の2第3項第2号の同意を得たことを証する書類として次の各号に掲げる図書を市長に提出しなければならない。

- (1) 当該計画提案に係る都市計画の素案の対象となる土地の区域内の土地（以下「土地」という。）の所有権又は建物の所有を目的とする対抗要件を備えた地上権若しくは賃借権（臨時設備その他一時使用のために設定されたことが明らかなものを除く。以下「借地権」という。）を有する者（以下「土地所有者等」という。）の一覧表 土地所有者等一覧表（様式第2号）
 - (2) 当該計画提案に係る都市計画の素案に同意した土地所有者等の同意の意思を示す書類 同意書（様式第3号）
 - (3) 土地の公図の写し及び土地登記簿謄本並びに借地権を有する者が当該借地権の目的である土地の上に有する建物の建物登記簿謄本（借地権の登記がない場合に限る。）
 - (4) 当該計画提案に係る土地所有者等に対する当該計画提案についての説明状況の報告書 土地所有者及び関係住民等に対する説明実施状況報告書（様式第4号）
- 4 計画提案を行おうとする者が、法人である場合にあっては、当該法人の登記簿謄本及び定款又は寄附行為を市長に提出しなければならない。

（提案者に対する協力要請）

第4条 市長は、計画提案を行った者（以下「提案者」という。）に対し、前条各項の規定により提出しなければならない図書以外の図書の提出その他必要な協力を求めることができる。

（要件を満たさない提案に対する措置）

第5条 市長は、計画提案が、法第21条の2第3項に規定する要件を満たさないものであると判断したときは、遅滞なく、その旨及びその理由を、提案者に通知するとともに、提出された提案書等の図書を提案者に返却するものとする。

（素案の閲覧）

第6条 市長は、計画提案が行われたときは、遅滞なく、第3条第2項各号に掲げる図書を、法第21条の5第1項の規定により当該計画提案に係る都市計画の決定又は変更をする必要がないと判断した旨を提案者に通知する日又は当該計画提案を踏まえた都市計画の案の縦覧について公告する日まで、一般の閲覧に供するものとする。

2 市は、前項の閲覧を開始したときはその旨を、終了したときはその旨、手続きの経緯及び都市計画の決定又は変更をする必要があるかどうかの判断の結果を、市ホームページに掲載するものとする。

(県知事との協議等)

第7条 市長は、計画提案が行われたときは、県知事に対し、第3条第2項各号に掲げる図書を送付し、当該計画提案に係る都市計画の決定又は変更等について協議を行うものとする。

(県が定める都市計画に関する情報提供)

第8条 市長は、計画提案に係る都市計画の素案の内容の全部又は一部を実現するために、県が定める都市計画の決定又は変更が必要であると認めたときは、遅滞なく、その旨を提案者及び県知事に通知するものとする。

(手続の進行状況に関する情報提供)

第9条 市長は、計画提案に係る都市計画を定める手続の進行状況を考慮し必要と認められる場合は、提案者に対し、手続の進行状況に関する情報を提供するものとする。

(素案の一部を実現する場合の措置)

第10条 市長は、計画提案に係る都市計画の素案の内容の一部を変更して都市計画の案を作成すべきであると判断したときは、遅滞なく、その旨及びその理由を、提案者に通知するものとする。

(補則)

第11条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月31日から施行する。